

## 中間前金払制度について

館林市では、平成23年度より、中間前金払制度を導入いたします。

### 1 中間前金払制度とは

建設工事の前払金について、当初の前払金（請負金額の4割）に追加して、さらに2割を受け取ることができる制度です。

### 2 対象工事

請負金額が200万円以上、工期が90日以上で、前払金の支払いが行われている工事。

### 3 支払要件

- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 4 手続きの流れ

- ①発注者へ「認定請求書（別記様式第1号）」「履行報告書（中間前金払用）（別記様式第2号）」を提出します。
- ②発注者から「認定調書（別記様式第3号）」を受領します。
- ③保証会社へ中間前払金保証の保証申込（保証申込書式）を行います。
- ④保証会社から、中間前払金保証証書を受領します。
- ⑤発注者へ「中間前払金保証証書」と「前払金（中間）請求書」を提出します。
- ⑥金融機関の前払金専用口座に、発注者から中間前払金が振り込まれます。
- ⑦金融機関へ中間前払専用の預託金払出依頼書を提出し、中間前払金の払出しを行います。

(図解)

